

出生

出生に関連するおもな手続き

下記にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
---------------------------------------	-----	-------	----	------	-----

出生	お子さんの住民票コード	※約1週間後、住民票コードの通知が郵送で届きます			
	出生届と同時にマイナンバーカードを申請しない方	※約1カ月後、マイナンバーの通知が郵便で届きます		○住民生活課【住民係】	
	出生届と同時にマイナンバーカードを申請する方【特急発行】	※約1週間後、マイナンバーカードが郵便で届きます	※写真は不要です		
	マイナンバーカードをマイナ保険証として利用する方	保険証の利用登録	マイナンバーカードが届きましたら、以下のいずれかの方法で手続きしてください。 ・マイナポータルで手続き ・医療機関等のカードリーダーで手続き ・親権者の方が住民生活課にカードを持参して手続き	○住民生活課【保険係】	
保険	お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入			
	→出産した方が国民健康保険の方	「出産育児一時金」の支給申請	・世帯主の口座番号がわかるもの <病院でもらった次の2点> ・出産費用の領収・明細書の写し ・代理契約に関する合意文書の写し	○住民生活課【保険係】	
	① 出産した医療機関で「直接支払制度」(※1)の手続きをし、出産費用が50万円(※2)に満たなかった方				
② 「直接支払制度」(※1)を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った方					
	→出産した方が国民健康保険以外の方	※同様の制度があります。手続き方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。		健康保険の加入先で手続きしてください	

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度
 ※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では48.8万円

子ども	母子健康手帳への出生証明		母子健康手帳	○住民生活課【住民係】	
	児童手当を申請する方	児童手当の申請 ・出生の翌日から起算して15日以内に申請してください ※受給者が公務員の方は勤務先で申請してください ※必要なものがそろっていても窓口へお越しください	・請求者の口座がわかるもの ・請求者の保険資格が確認できるもの ・請求者と配偶者のマイナンバーが確認できるもの	○子ども未来課【子育て支援係】	
	子ども医療費助成を申請する方	子ども医療費助成の申請 ※必要なものがそろってから窓口へお越しください	・保険資格が確認できるもの(子)	○住民生活課【保険係】	
	赤ちゃん訪問事業のご案内	お子さんが生まれてから2か月頃までを目安に、「予防接種のしおり」をお渡ししたり、お子さんご様子を伺って状況に応じた育児情報をお伝えしたりするために、ご家庭を訪問しています。訪問の際には、事前にご連絡します。		○子ども未来課【子ども家庭センター】	
	未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請	※受付窓口でご相談ください		
	保育所に入所を希望する方	保育所の入所相談	※受付窓口でご相談ください	○子ども未来課【子育て支援係】	
予防接種	予防接種券の送付	予防接種の対象時期が近くなりましたら送付します		○健康福祉課【健康増進係】	
その他	町営住宅に入居している方	町営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください	○住民生活課【住宅係】	

岩美町役場

〒681-8501

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 675 番地 1

電話 0857-73-1411(代表)

※健康福祉課

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 1029 番地 2
岩美すこやかセンター内

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

※毎週 火曜日・木曜日の窓口業務(住民生活課・子ども未来課・税務課・健康福祉課に限る。)は午後7時まで

岩美町ホームページ <https://www.iwami.gr.jp>

手続きチェックシート 出生

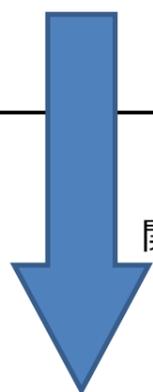
ご誕生おめでとうございます

お子さまが生まれたら 14 日以内に届出してください

出生届

《届出に必要なもの》

- ・ 医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・ 母子健康手帳



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・ パスポート
- ・ 障害者手帳
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・ 資格確認書
- ・ 年金手帳
- ・ 介護保険証
- ・ 特別医療受給者証
- ・ 顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。